

平成19年10月 3日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

総務部長
岩切平治



平成19年10月1日付け申入書に対する回答について

統合後の労働協約を含めて組合員の労働条件に関することについては、団体交渉の申入れがあれば、大学として誠実に対応させていただきます。

ただ、労働組合との間で行う団体交渉は、過半数代表者で行う協議とは性格を異にするものであり、労働組合と過半数代表者との協議を兼ねて行うようなことはいたしませんので、その旨お含み下さい。

また、団体交渉の申入れに当たっては、文書で事前に交渉を要求する事項をお示しいただくよう、お願い申し上げます。

なお、箕面地区のように、教職員の過半数を組織する労働組合（過半数組合）が存在しない場合、その給与から組合費の控除（チェック・オフ）を行うためには、組合費を控除項目として定める書面協定を過半数代表者と締結するとともに、組合費の控除について定めた労働協約を控除を希望する労働組合と締結することが法律上必要となります。しかし、現在のところ、そのいずれも締結をみるにはいたっておりません。

したがって、貴組合が組合費の控除を希望される場合にも、過半数代表者との上記書面協定の締結に加え、貴組合との間で労働協約（チェック・オフ協定）を締結することが必要となりますが、これに併せて組合費の控除対象者の名簿を大学に提出していただく必要があることを申し添えます。

以上